

愛媛県の最低賃金額の引上げ及び
全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

2019（令和元）年7月31日、中央最低賃金審議会は、厚生労働大臣に対し、2019年度地域別最低賃金額改定の目安について答申を行い、愛媛県の引上げ額の目安を時間額26円（A～Dランクのうち最低のDランク）とした。

そして、同年8月5日、愛媛地方最低賃金審議会は、愛媛労働局長に対し、愛媛県地域別最低賃金時間額について、中央最低賃金審議会が示した目安額どおり26円引上げ790円とする旨の答申を行い、愛媛労働局長は、同内容に改定する決定をした。

愛媛県の地域別最低賃金時間額は、前年度比で、2016（平成28）年度が21円、2017（平成29）年度が22円、2018（平成30）年度が25円、2019（令和元）年度が26円と各々増額となっている。4年連続で20円以上の引上げとなったことは、愛媛県内における労働者の生活状況の改善、貧困問題の解消等に一定程度資するものと評価できる。

しかし、労働者が最低賃金（全国加重平均901円）でフルタイム（1日8時間、週40時間、年間52週）働いたとしても、年収で約188万円、月収にすると約15万7000円にしかない。これは、いわゆるワーキングプア水準と呼ばれる年収200万円をはるかに下回っている。

我が国の最低賃金制度は、労働者の賃金最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上に資すること等を目的として定められている（最低賃金法第1条参照）。

ところが、現状の最低賃金が保障されたとしても、労働者の生活の安定、労働力の質的向上につながるものではなく、この最低賃金の引上げは、はなはだ不十分なものである。

また、厚生労働省作成の「平成28年国民生活基礎調査の概況」では、日本の相

対的貧困率の年次推移は、平成21年が16.0%、平成24年が16.1%、平成27年が15.7%となっており、高水準に留まったままである。これは、6から7人に一人が貧困線の年収122万円を下回った生活を送っている状況が改善されていないことを示している。

働いているにもかかわらず貧困状態にあるのは、最低賃金付近での労働を余儀なくされているからであり、最低賃金が低水準に抑えられていることが大きな要因である。ワーキングプアの救済を始め、貧困問題の解消のためには、最低賃金の迅速かつ大幅な引上げが必要である。

日本国内における最低賃金の格差問題も深刻である。愛媛県は、全国最高額である東京都（1013円）と比べて223円も低い。また、両者の差は、平成20年度で135円しかなかったものが、平成29年度は219円、そして、平成30年度は221円、2019年度は223円と、年々その格差が拡大している。

地方では、賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れてしまう傾向が強くなり、人口減少、労働力不足が深刻化している。労働力の流出を食い止め、地域経済を活性化させるためにも、最低賃金の地域間格差の縮小が不可欠であり、政府においても、全国一律最低賃金制度の実現に向けた検討が開始されるべきである。

今般の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い、中小企業の倒産、廃業への懸念が広がる中で、雇用維持を最優先として最低賃金の引上げを抑制すべきという議論がなされている。2008（平成20）年のリーマンショックの際、先進国の中で唯一日本だけが派遣切りなど雇用を崩壊させ、賃金を抑制することで、「経済復興」をすすめたが、その結果国民の購買力が回復せず深刻なデフレから抜け出せなくなった。

今求められているのは、国内総生産の6割近くを占める個人消費の拡大（内需拡大）を基調とした経済政策の転換である。大企業は499兆円ともいわれる内部留

保を蓄積しているが、その原資は人件費の抑制や法人税減税によるものである。コロナ禍の今こそ内部留保を労働者に還元すべきである。また、中小企業に対しても、社会保険料の減免や減税、補助金支給等の中小企業支援策を充実させることで、地域の雇用を維持しつつ最低賃金の引上げを推進すべきである。

その一方、コロナ禍の下で、非正規労働者をはじめとする最低賃金付近の低賃金労働を強いられている労働者の多くは、新型インフルエンザ特措法に基づく緊急事態宣言による減収の直撃を受けている。医療福祉関係従事者、配送配達員、小売店員などの中にも、最低賃金付近の低賃金で働く労働者が多数存在する。これらのライフラインを支える労働者の労苦に報い、その生活を支え、社会全体のライフラインを維持していくためにも、最低賃金の引上げは必要である。

当会は、上記の状況を踏まえ、勤労者の健康で文化的な最低限度の生活を確保するため、そして愛媛県の地域経済の健全な発展を促すため、愛媛地方最低賃金審議会に対して、本年度の愛媛の最低賃金額決定に際し、愛媛労働局長に対する思い切った最低賃金額引上げの答申を要望するとともに、政府に対して全国一律最低賃金制度の実施を働きかけることを求めるものである。

2020年（令和2年）7月2日

愛媛弁護士会

会長 森本明宏